

警察におけるサイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

～サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化～

基本方針

- 社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう気運の醸成
- 警察における態勢の強化及び捜査環境の整備
- 外国捜査機関等との連携による国際連携の強化

サイバー犯罪対策

☆ サイバー犯罪を抑止するための環境整備

- サイバー犯罪の発生状況の把握
- 民間の自主的な被害防止活動の促進
- 関係事業者等への働き掛け

等

☆ 新しい手口、国境越えて発生するサイバー犯罪の取締りの強化

- 新しい手口を用いた犯罪の先制検挙・一斉検挙
- 違法情報の取締り及び有害情報の実態解明等
- 組織犯罪・国際的犯罪の検挙

等

☆ 抑止対策と捜査活動の連動

- 犯罪抑止効果を狙った戦略的な捜査の実施
- 被害拡大防止に配慮した迅速な捜査と事件広報
- 事件検挙を通じた情報発信

サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策

☆ サイバーテロ対策

- 総合的な対策を推進するための態勢の確保
- 未然防止のための官民連携の推進
- 事案発生時の的確な対処

☆ サイバーインテリジェンス対策

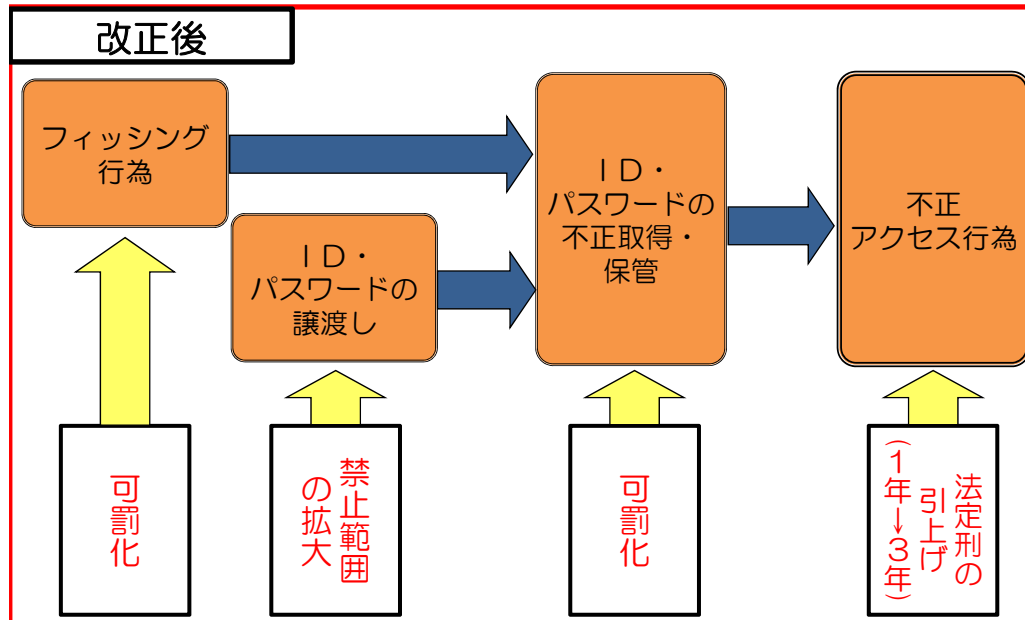
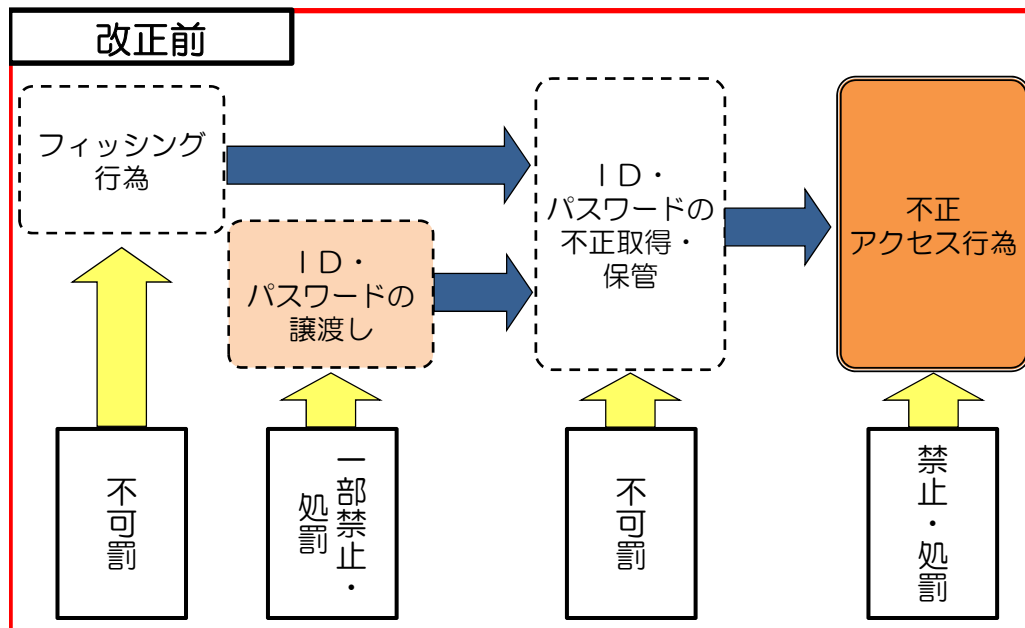
- 総合的な対策を推進する態勢の確保
- 未然防止のための官民連携の推進

☆ サイバー攻撃事案等の実態解明の推進

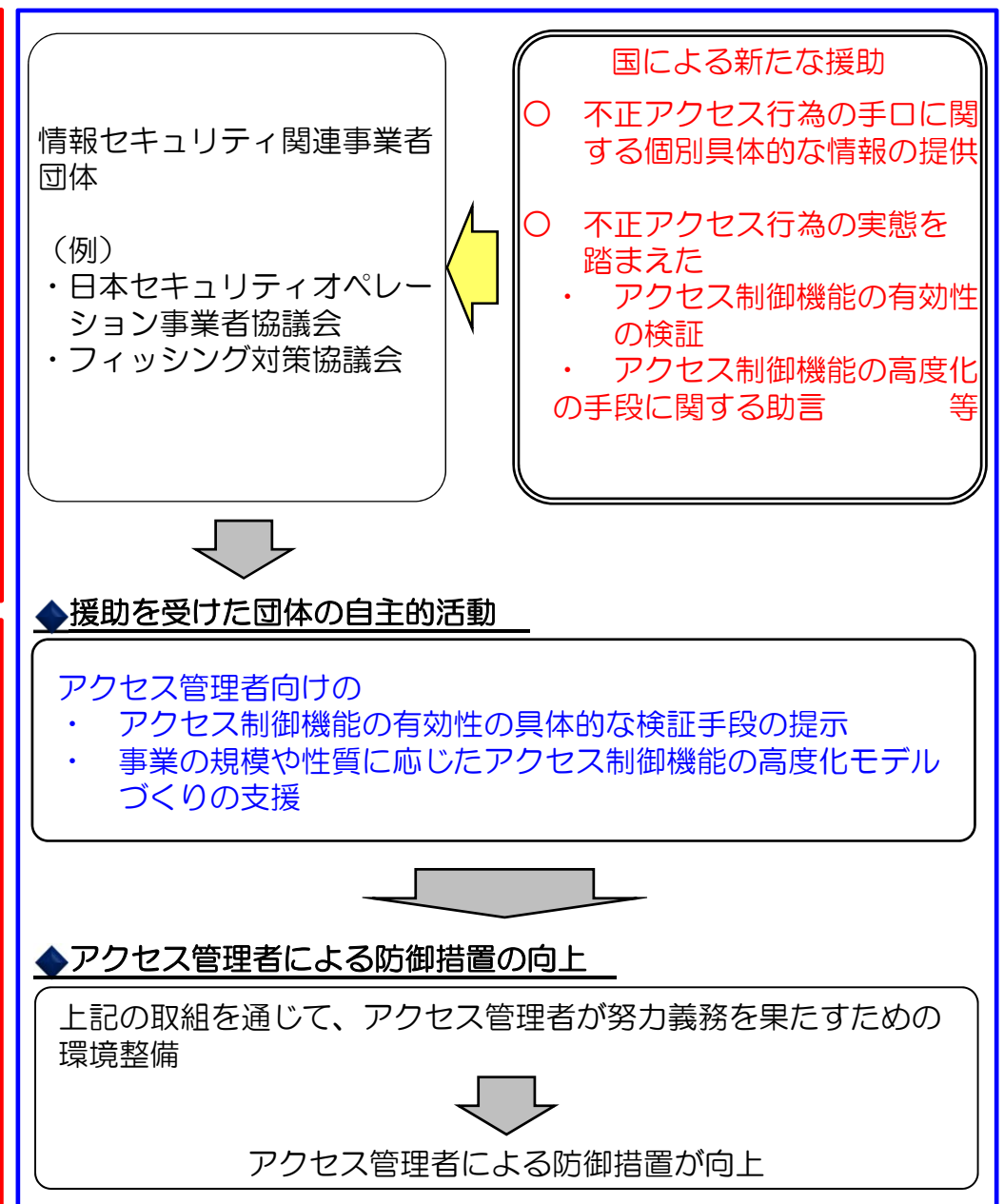
- 関係機関等からの情報収集及び厳正な取締りの実施等による実態解明の推進

不正アクセス禁止法改正の概要

取締面 ID・パスワードの不正流通防止



防御面 情報セキュリティ関連事業者団体への情報提供

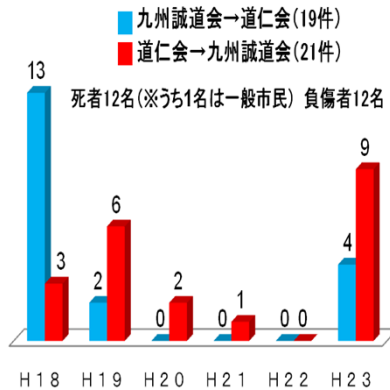


暴力団対策法の改正案の概要

1. 市民に対する危害の防止

(1) 対立抗争に伴う市民に対する危害の防止

道仁会と九州誠道会の危険な対立抗争



※ 平成19年11月、佐賀県において入院中の一般市民が暴力団関係者と誤認されて射殺

特定抗争指定暴力団と警戒区域を指定

(指定要件)

- ① 危険な抗争行為の発生
- ② 同様の行為のおそれ

(警戒区域内での規制=直罰)

- ① 事務所の新設、居宅付近のうろつき等対立抗争を誘発する行為を禁止
- ② 既存事務所への立入りを禁止

※ 既存の事務所使用制限命令を組長に加えて配下組員にも発出可能に

(2) 不当要求に伴う市民に対する危害の防止

関係遮断を図る事業者への危険な危害行為



	H22	H23
企業危害発生件数	11	27

暴力団員が、みかじめ料の要求を拒否した建設会社の事務所に対し、拳銃を発砲した現場 (平成23年2月、福岡)

特定危険指定暴力団と警戒区域を指定

(指定要件)

- ① 不当要求に応じない者に対する危険な暴力行為
- ② 同様の行為のおそれ

(警戒区域内での規制)

- ① 不当要求を直罰化
- ② 不当要求目的で行われる面会要求等に命令
- ③ 事務所の使用制限命令

※ ②③は命令違反に罰則

2. 適格団体による民事請求(暴力団事務所使用の差止め)

国家公安委員会の認定を受けた適格団体(都道府県暴力追放運動推進センター)が、暴力団事務所の付近住民から委託を受けて、原告として自ら差止請求訴訟を行うことができることとする制度を創設(訴訟行為については弁護士追行義務を規定)

3. 罰則の引上げその他の規制の強化等

(1) 罰則の引上げ

暴力団対策法違反に対する最高刑を大幅に引き上げ
1年以下の懲役→3年以下の懲役 100万円以下の罰金→500万円以下の罰金

(2) 行政対象暴力の規制範囲の拡大等

- ・行政対象暴力の規制範囲を、公共工事の入札・契約から、公共事務事業全般の入札・契約に拡大
- ・行政の責務として、入札に指定暴力団員等を参加させないようにするための措置を講ずるなど暴力団排除活動に努めなければならない旨を明記

(3) 不当な取引要求の規制範囲の拡大等

- ・不当な取引要求の規制範囲を拡大
 - ①金融機関に対する口座開設要求
 - ②証券会社等に対する証券等取引要求
 - ③宅建業者に対する不動産取引要求
 - ④建設業者に対する建設工事要求
 - ⑤暴力団の組行事に用いられるおそれがある施設に対する施設利用要求
- ・事業者の責務として、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させないように努めなければならない旨を明記

(4) 用心棒行為等の禁止

- ・営業者のために行う指定暴力団員の次の行為を禁止
 - ①用心棒行為
 - ②訪問による押売り
 - ③面会による債権取立て
- ・営業者が指定暴力団員に対しこれらの行為を要求すること等を禁止

(5) 周辺者による不当要求の規制強化

- ・指定暴力団員が周辺者による不当要求を助けることを禁止
- ・指定暴力団の威力を示すことを常習とする元指定暴力団員、指定暴力団員への利益供与者等による不当要求を禁止

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 概要

背景

- 時津風部屋力士傷害致死事件の発生（H19）
警察が病死と判断した後、遺族の要望により行政解剖を実施した結果、犯罪行為によるものを見逃していたことが明らかに。

現状

- 死体取扱総数の増加
(H14 125,403体 → H23 173,735体)
- 解剖率が諸外国に比べ低調 H23 約11%
(英国約46% ドイツ約19% スウェーデン約89%)

